

中国における特許出願に対する情報提供制度



GIP-China 劉 春成
林 軍

中国における特許出願に対する情報提供制度は、特許出願の公開日から権利付与公告日まで、如何なる者でも当該特許出願に対して、特許付与の要件を満たさないことの証拠となる情報を特許庁に提供することができる制度である（中国では、「公衆意見の提出」制度と呼ぶ）。情報提供制度は、特許出願が許可されるべきか否かについて公衆が意見を表明することにより、権利付与前の特許の審査に参加する権利が与えられるとも言われ、また、この審査は「公開審査」と呼ばれることもある。以下、主に中国における情報提供制度の具体的運用について紹介し、最後に主要国の情報提供制度の具体的運用を比較してみる。

1. 情報提供制度の主旨

世界全体の特許出願件数（164庁による総件数）は増加しつつある¹。

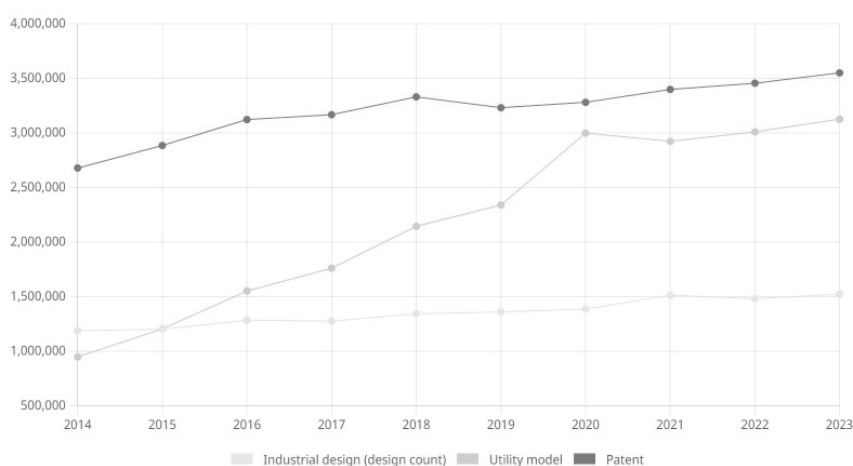


図1. 世界全体の特許出願件数

1 データソース：WIPO IP Statistics Data Center

<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/search-result?type=KEY&key=201>